

## 地域脱炭素化促進区域の設定に係る道基準案（たたき台）

### ① 市町村が促進区域から除外する区域（市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域）

①	区分	環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準 (①促進区域に含めない区域)	市町村が促進区域から除外する区域（市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域）	
				区域名	区域の設定根拠
促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項	硫化水素による影響			
		水の汚れによる影響			
		富栄養化による影響			
		水の濁りによる影響			
		溶存酸素量による影響			
		水温による影響			
		大気質への影響			
		騒音による生活環境への影響			
		悪臭による影響			
		温泉への影響		a) 温泉保護地域・準保護地域	a) 温泉法 第3・4条 a) 北海道温泉保護対策要綱 第4・別表2 a) 温泉資源の保護に関するガイドライン
		重要な地形及び地質への影響			
		土地の安定性への影響			
		反射光による生活環境への影響			
	影による影響				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>国指定鳥獣保護区の特別保護地区</li> <li>生息地等保護区の管理地区</li> </ul>	a) 道指定鳥獣保護区の特別保護地区 b) 生息地等保護区の立入制限地区	a) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第28・29条 b) 北海道生物の多様性の保全等に関する条例 第67条	
	植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>生息地等保護区の管理地区</li> </ul>	a) 生息地等保護区の立入制限地区	a) 北海道生物の多様性の保全等に関する条例 第67条	
	地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>原生自然環境保全地域</li> <li>自然環境保全地域</li> </ul>	a) 学術自然保護地区	a) 北海道自然環境保全条例 第22・27条	

## 地域脱炭素化促進区域の設定に係る道基準案（たたき台）

### ① 市町村が促進区域から除外する区域（市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域）

①	区分	環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準 (①促進区域に含めない区域)	市町村が促進区域から除外する区域（市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域）	
				区域名	区域の設定根拠
	人と自然との 豊かな触れ合 いの確保に関 する事項	主要な眺望点及び景観資源並びに 主要な眺望景観への影響	・ 国立・国定公園の特別保護地区、海域公園 地区、第一種特別地域	a) 道立自然公園の第1種特別地域	a) 北海道自然公園条例 第10条及び同施行細則 第18 条
		主要な人と自然との触れ合いの活動 の場への影響			
	北海道が必要 と判断するもの	その他			

## 地域脱炭素化促進区域の設定に係る道基準案（たたき台）

### ②-1 市町村が促進区域にする際には考慮を要する区域（考慮対象区域）

道基準は、「地方公共団体実行計画（区域施策家編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」、「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）」、「昨年度委員の方からいただいた御意見」、「庁内協議」を参考に、道基準案設定の考え方に基づき作成

①	区分	環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準 ②-1 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及 ぼすおそれがないと認められることが必要な区域	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として 位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
				収集すべき情報	情報の収集方法	
環境の自然的 構成要素の良 好な状態の保 持に関する事 項		硫化水素による影響				
		水の汚れによる影響				
		富栄養化による影響				
		水の濁りによる影響		a) 水質の汚濁に関する指定湖沼又は指定地域	a) 環境省HP/北海道HP a) 文献その他資料 a) 科学的知見者や関係部局等からの聴取	●沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じること ●降雨時に事業区域外に濁水が流出することがないように適切な排水計画の採用や、良質な水の安定供給に配慮した事業計画の採用など必要な対策を講じること
		溶存酸素量による影響				
		水温による影響				
		大気質への影響				
		騒音による生活環境への影響				
		悪臭による影響				
		温泉への影響				
		重要な地形及び地質への影響		a) 日本の典型的な地形 b) 重要な地形・地質	a) 国土交通省国土地理院HP b) 環境省HP a・b) 日本の地形レッドデータブック/ 文献その他資料 a・b) 科学的知見や関係部局等からの聴取	●当該地形の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること
		土地の安定性への影響	・砂防指定地 ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・保安林	a) 土砂災害（特別）警戒区域 b) 河川区域（河川保全区域） c) 海岸保全区域	a) 北海道HP b) 国土交通省HP c) 北海道HP a～c) 文献その他資料 a～c) 科学的知見者や関係部局等からの聴取 a～c) EADAS	●当該区域の指定理由を踏まえ、土砂災害に備えた適切な事業計画にすること ●切土、盛土を含む土地造成を行う場合や自然斜面に施設を設置する場合、法面の安定性の検討や工法、適切な排水計画の採用など必要な対策を講じること
	反射光による生活環境への影響					
	影による影響					

## 地域脱炭素化促進区域の設定に係る道基準案（たたき台）

### ②- 1 市町村が促進区域にする際には考慮を要する区域（考慮対象区域）

道基準は、「地方公共団体実行計画（区域施策家編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」、「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）」、「昨年度委員の方からいただいた御意見」、「庁内協議」を参考に、道基準案設定の考え方に基づき作成

①	区分	環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準 <small>②- 1 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及 ぼすおそれがないと認められることが必要な区域</small>	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として 位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
				収集すべき情報	情報の収集方法	
考慮 対象 事項	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・生息地等保護区の監視地区 ・保安林	a) 生息地等保護区内（立入制限地区を除く） b) 保護林 c) ラムサール条約湿地 d) 風力発電における鳥類のセンシビティマップ e) 道指定自然環境保全地域 f) 緑の回廊	a) 環境省HP/北海道HP b) 林野庁HP c) 環境省HP/北海道HP d) 環境省HP e) 北海道HP f) 林野庁HP a～f) 文献その他資料 a～f) 科学的知見者や関係部局等からの聴取 a～f) EADAS	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について専門家や関係機関等に聴取し、促進区域と合わせて示す</li> <li>●事業の実施に当たって、必要な措置※を講じること ※市町村は、当該自然再生の対象となる区域で必要な措置について専門家や関係機関等に聴取し、促進区域と合わせて示す</li> <li>●当該区域の改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること</li> <li>●発電施設の設置にあたり鳥類の主要な移動・渡りルートへの設置を避ける、営巣・繁殖期に工事を行わない、さけ・ます養殖への影響対策を講じる、採餌エリアを考慮するなどの必要な対策や希少な動植物種の生息・生育環境に影響を考慮した対策を講じること</li> </ul>
		植物の重要な種及び重要な群落への影響	・生息地等保護区の監視地区 ・保安林	a) 生息地等保護区内（立入制限地区を除く） b) 保護林 c) ラムサール条約湿地 d) 道指定自然環境保全地域	a) 環境省HP/北海道HP b) 林野庁HP c) 環境省HP/北海道HP d) 北海道HP a～d) 文献その他資料 a～d) 科学的知見者や関係部局等からの聴取 a～d) EADAS	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原則、当該地域の改変を避けた事業計画にすること（ただし、当該植生が点在している場合、事業者が、専門家の意見聴取・現地調査を行い、必要な措置を事業計画に反映する場合はこの限りではない）</li> <li>●当該地の改変を避けた事業計画にすること</li> <li>●当該区域の改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること</li> <li>●指定対象の改変を避けた事業計画にすること</li> <li>●事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について専門家や関係機関等に聴取し、促進区域と合わせて示す</li> </ul>
		地域を特徴づける生態系への影響		a) すぐれた自然地域 b) 重要湿地 c) 重要里地・里山 d) 重要海域 e) 自然度8ランク以上の区域 f) 保護水面 g) 資源保護水面 h) 自然再生の対象となる区域 i) 自然環境保全基礎調査 j) 緑の回廊 k) 世界自然遺産	a) 北海道HP b) 環境省HP c) 環境省HP d) 環境省HP e) 環境省HP f) 水産庁HP/北海道HP g) 水産庁HP/北海道HP h) 環境省HP i) 環境省HP j) 林野庁HP k) 環境省HP a～k) 文献その他資料 a～k) 科学的知見者や関係部局等からの聴取 b～f・h・j・k) EADAS	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする対象の現況とその保全に必要な措置について専門家や関係機関等に聴取し、促進区域と合わせて示す</li> </ul>

## 地域脱炭素化促進区域の設定に係る道基準案（たたき台）

### ②-1 市町村が促進区域にする際には考慮を要する区域（考慮対象区域）

道基準は、「地方公共団体実行計画（区域施策家編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」、「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）」、「昨年度委員の方からいただいた御意見」、「庁内協議」を参考に、道基準案設定の考え方に基づき作成

①	区分	環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準  ②-1 促進区域を含む場合には、指定の目的の達成に支障を及 ぼすおそれがないと認められることが必要な区域	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として 位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
				収集すべき情報	情報の収集方法	
北海道が必要 と判断するもの	人と自然との 豊かな触れ合 いの確保に関 する事項	主要な眺望点及び景観資源並びに主 要な眺望景観への影響	・国立・国定公園の特別保護地区、海城公園 地区、第一種特別地域以外の区域	a) 道立自然公園の第1種特別地域以外  b) 自然景観保護地区 c) 景観計画区域 d) ジオパーク  e) 長距離自然歩道 f) 風致地区 g) 歴史的風土特別保存地区	a) 北海道HP  b) 北海道HP c) 北海道HP d) 北海道HP/日本ジオパークネット ワークHP e) 環境省HP/北海道HP f) 北海道HP/市町村HP g) 国土交通省HP a～g) 文献その他資料 a～g) 科学的知見者や関係部局 等からの聴取 a・c～e) EADAS	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講 じること ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所に関し て、特に配慮が必要となる自然公園内の眺望点や長距離自然歩道か らの眺望の状況とその保全に必要な措置について専門家や関係機関 等に聴取し、促進区域と合わせて示す</li> <li>●事業地の周囲に植栽を施すこと、又は周辺部の森林を残すこと</li> <li>●施設や付帯設備の色は、周辺景観との調和に配慮した色彩とするこ と</li> <li>●事業実施区域及びその周辺に重要な眺望点や住居等がある場合、 景観への調和に配慮するための必要な対策を講じること</li> <li>●事業地の周囲に植栽を施すこと、周辺部の森林を残すこと、又は周 辺景観との調和に配慮した太陽光パネルや付帯設備の色彩とするこ と。事業終了後は撤去し、リユース/リサイクルを含め適正に処理すること</li> </ul>
		主要な人と自然との触れ合いの活動の 場への影響		a) 環境緑地保護地区 b) 身近な自然地域 c) 特別緑地保全地区  d) 長距離自然歩道 e) 世界自然遺産 f) 世界文化遺産 g) 近郊緑地特別保全地区	a) 北海道HP b) 北海道HP c) 国土交通省HP/北海道HP/市 町村HP d) 環境省HP/北海道HP e) 環境省HP/北海道HP f) 文化庁HP/北海道HP g) 関係部局に聴取 a～g) 文献その他資料 a～g) 科学的知見者や関係部局 等からの聴取 d～f) EADAS	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当該歩道や区域の変更を避けた、又は変更面積をできる限り小さく した事業計画にすること</li> <li>●事業終了後は撤去し、リユース/リサイクルを含め適正に処理すること</li> </ul>
		水資源による生活環境への影響		a) 水資源保全地域	a) 北海道HP/市町村HP a) 文献その他資料 a) 科学的知見者や関係部局等から の聴取	●公共用の水源の取水地点及びその周辺の区域については、その土 地の所有や利用状況を勘案し、水資源の影響を抑えるための必要な 対策を講じること
		公共の利用への影響		a) 港湾	a) 関係部局に聴取 a) EADAS	●港湾及びその周辺の区域については、公共への利用状況を勘案し、 利用への影響を抑えるための必要な対策を講じること
	都市計画による開発への影響		a) 都市計画区域の用途地域（工業地域及び工 業専用地域を除く） b) 優良農地	a) 国土交通省HP/市町村HP b) 農林水産省HP a・b) 文献その他資料 a・b) 科学的知見者や関係部局等 からの聴取 a・b) EADAS	●一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある 区域として指定されている区域が近隣にある場合は、開発の影響を 抑えるための必要な対策を講じること	



## 地域脱炭素化促進区域の設定に係る道基準案（たたき台）

### ②-2 市町村が促進区域にする際には考慮を要する事項（考慮対象事項）

道基準は、「地方公共団体実行計画（区域施策家編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」、「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）」、「昨年度委員の方からいただいた御意見」、「庁内協議」を参考に、道基準案設定の考え方に基づき作成

②	区分	環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準 <small>②-1 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼ すおそれがないと認められることが必要な区域</small>	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として 位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
				収集すべき情報	情報の収集方法	
環境の自然的 構成要素の良 好な状態の保 持に関する事 項		硫化水素による影響		a) 保全対象施設（学校・病院・福祉施設・ 住宅地等）	a) 環境省HP a) 文献その他資料 a) 科学的知見者や関係部局等か らの聴取 a) EADAS	●住居等の配慮が必要な施設が近隣に存在する場合、硫化水素の 影響を抑えるための必要な対策を講じること
		水の汚れによる影響		a) 公共用水域の水質測定結果 b) 水道原水取水地点 c) 保全対象施設（学校・病院・福祉施設・ 住宅地等）	a) 北海道HP b) 北海道HP/市町村HP c) 環境省HP a～c) 文献その他資料 a～c) 科学的知見者や関係部局 等からの聴取 a～c) EADAS	●水質汚濁の影響を受けやすい施設や地域、保全対象施設、取水 地点等が近隣にある場合は、水の汚れによる影響を抑えるための必要 な対策を講じること
		富栄養化による影響		a) 公共用水域の水質測定結果 b) 水道原水取水地点 c) 保全対象施設（学校・病院・福祉施設・ 住宅地等）	a) 北海道HP b) 北海道HP/市町村HP c) 環境省HP a～c) 文献その他資料 a～c) 科学的知見者や関係部局 等からの聴取 a～c) EADAS	●富栄養化の影響を受けやすい施設や地域、保全対象施設、取水 地点等が近隣にある場合は、富栄養化による影響を抑えるための必要 な対策を講じること
		水の濁りによる影響		a) 公共用水域の水質測定結果 b) 水道原水取水地点	a) 北海道HP b) 北海道HP/市町村HP a・b) 文献その他資料 a・b) 科学的知見者や関係部局 等からの聴取 a・b) EADAS	●沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止 策を講じること
		溶存酸素量による影響		a) 公共用水域の水質測定結果 b) 水道原水取水地点 c) 保全対象施設（学校・病院・福祉施設・ 住宅地等）	a) 北海道HP b) 北海道HP/市町村HP c) 環境省HP a～c) 文献その他資料 a～c) 科学的知見者や関係部局 等からの聴取 a～c) EADAS	●溶存酸素量の影響を受けやすい施設や地域、保全対象施設、取 水地点等が近隣にある場合は、溶存酸素量による影響を抑えるための 必要な対策を講じること
		水温による影響		a) 水道原水取水地点 b) 田んぼの用水路の状況 c) 養殖場の流入経路の状況 d) 保全対象施設（学校・病院・福祉施設・ 住宅地等）	a) 北海道HP/市町村HP b) 農林水産省HP c) 水産庁HP d) 環境省HP a～d) 文献その他資料 a～d) 科学的知見者や関係部局 等からの聴取 a～d) EADAS	●水温の影響を受けやすい施設や地域、保全対象施設、取水地点 等が近隣にある場合は、水温による影響を抑えるための必要な対策を 講じること

## 地域脱炭素化促進区域の設定に係る道基準案（たたき台）

### ②-2 市町村が促進区域にする際には考慮を要する事項（考慮対象事項）

道基準は、「地方公共団体実行計画（区域施策家編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」、「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）」、「昨年度委員の方からいただいた御意見」、「庁内協議」を参考に、道基準案設定の考え方に基づき作成

②	区分	環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準 <small>②-1 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼ すおそれがないと認められることが必要な区域</small>	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として 位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
				収集すべき情報	情報の収集方法	
考 慮 対 象 事 項		大気質への影響		a) 北海道の大気環境（二酸化硫黄、一酸化窒素、窒素酸化物、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント） b) 保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	a) 経済産業省HP/北海道HP b) 環境省HP a・b) 文献その他資料 a・b) 科学的知見者や関係部局等からの聴取 b) EADAS	●現状の大気環境を調査し、環境を悪化させないための必要な対策を講じること ●住居等の配慮が必要な施設が近隣に存在する場合、大気の影響を抑えるための必要な対策を講じること
		騒音による生活環境への影響	・騒音その他の生活環境への支障	a) 基盤地図情報 b) 保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	a) 国土交通省国土地理院HP b) 環境省HP a・b) 文献その他資料 a・b) 科学的知見者や関係部局等からの聴取 b) EADAS	●住居等の配慮が必要な施設が近隣に存在する場合、騒音の影響を抑えるための必要な対策を講じること ●設置物に囲いを設ける等の防音対策を講じること ●事業用地近傍（火力は1km範囲内、風力は2km範囲内）に保全対象施設等がある場合は、騒音の影響を抑えるための必要な対策を講じること
		悪臭による影響		a) 基盤地図情報 b) 保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	a) 国土交通省国土地理院HP b) 環境省HP a・b) 文献その他資料 a・b) 科学的知見者や関係部局等からの聴取 b) EADAS	●住居等の配慮が必要な施設が近隣に存在する場合、悪臭の影響を抑えるための必要な対策を講じること
		温泉への影響		a) 温泉の状況	a) 関係部局に聴取 a) 文献その他資料 a) 科学的知見者や関係部局等からの聴取	●地熱開発にあたり、近隣の温泉資源への影響に配慮した対策を講じること
		重要な地形及び地質への影響		a) 地形及び地質の状況 b) 重要な地形、地質の分布 c) 自然環境保全基礎調査	a) 日本の地形レッドデータブック b) 環境省HP/日本の地形レッドデータブック c) 環境省HP a～c) 文献その他資料 a～c) 科学的知見者や関係部局等からの聴取	●当該地形の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること
		土地の安定性への影響		a) 土地分類基本図 b) 土地利用図 c) 現存植生図 d) 土地の形状が保持される性質の状況	a) 国土交通省HP b) 国土交通省国土地理院HP c) 環境省生物多様性センターHP d) 関係部局に聴取 a～d) 文献その他資料 a～d) 科学的知見者や関係部局等からの聴取 b・c) EADAS	●当該区域の指定理由を踏まえ、土砂災害に備えた適切な事業計画にすること ●切土、盛土を含む土地造成を行う場合や自然斜面に施設を設置する場合、法面の安定性の検討や工法、適切な排水計画の採用など必要な対策を講じること
		反射光による生活環境への影響		a) 保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	a) 環境省HP a) 文献その他資料 a) 科学的知見者や関係部局等からの聴取 a) EADAS	●事業地の周囲に植栽を施すことや、反射を抑えた仕様の資材を採用することなど、保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないように措置を講じること

## 地域脱炭素化促進区域の設定に係る道基準案（たたき台）

### ②-2 市町村が促進区域にする際には考慮を要する事項（考慮対象事項）

道基準は、「地方公共団体実行計画（区域施策家編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」、「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）」、「昨年度委員の方からいただいた御意見」、「庁内協議」を参考に、道基準案設定の考え方に基づき作成

②	区分	環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準 ②-1 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼ すおそれがないと認められることが必要な区域	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として 位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
				収集すべき情報	情報の収集方法	
		影による影響		a) 保全対象施設（学校・病院・福祉施設・ 住宅地等）	a) 環境省HP a) 文献その他資料 a) 科学的知見者や関係部局等か らの聴取 a) EADAS	●影が保全対象施設や住宅に長時間重ならないよう施設の配置を検 討すること
	生物の多様性 の確保及び自 然環境の体系 的保全に関す る事項	動物の重要な種及び注目すべき生息 地への影響	・国内希少野生動物種の生息・生育への支障	a) IBA b) マリーンIBA c) レッドリスト掲載種 d) 指定希少野生動物種	a) 野鳥の会HP b) 野鳥の会HP c) 環境省HP/北海道HP d) 環境省HP/北海道HP a～d) 文献その他資料 a～d) 科学的知見者や関係部局 等からの聴取 a～c) EADAS	●事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じ ること ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特 に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について専 門家や関係機関等に聴取し、促進区域と合わせて示す ●事業の実施に当たって、必要な措置※を講じること ※市町村は、 当該自然再生の対象となる区域で必要な措置について専門家や関係 機関等に聴取し、促進区域と合わせて示す ●当該区域の改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること ●発電施設の設置にあたり鳥類の主要な移動・渡りルートへの設置を 避ける、営巣・繁殖期に工事を行わない、さけ・ます養殖への影響対策 を講じる、採餌エリアを考慮するなどの必要な対策や希少な動植物種 の生息・生育環境に影響を考慮した対策を講じること
		植物の重要な種及び重要な群落への 影響	・国内希少野生植物種の生息・生育への支障	a) 巨樹・巨木林 b) レッドリスト掲載種 c) 指定希少野生動物種	a) 環境省HP b) 環境省HP/北海道HP c) 環境省HP/北海道HP a～c) 文献その他資料 a～c) 科学的知見者や関係部局 等からの聴取 a・b) EADAS	●原則、当該地域の改変を避けた事業計画にすること（ただし、当該 植生が点在している場合、事業者が、専門家の意見聴取・現地調査 を行い、必要な措置を事業計画に反映する場合はこの限りではない） ●当該地の改変を避けた事業計画にすること ●当該区域の改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること ●指定対象の改変を避けた事業計画にすること ●事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講 じること ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において 特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について 専門家や関係機関等に聴取し、促進区域と合わせて示す
		地域を特徴づける生態系への影響		a) 史跡名勝天然記念物 b) KBA c) 道自然環境保全地域 d) 生態系の保全上重要な自然環境の状況	a) 文化庁HP/北海道教育委員会 HP b) コンサベーションインターナショナル ジャパンHP c) 北海道HP d) 関係部局に聴取 a～d) 文献その他資料 a～d) 科学的知見者や関係部局 等からの聴取 a～c) EADAS	●事業の実施に当たって、必要な措置※を講じること ※市町村は、 当該自然再生の対象となる区域で必要な措置について専門家や関係 機関等に聴取し、促進区域と合わせて示す ●人類全体にとって特に重要な価値を有し、将来にわたり保全すべきと して指定されているため



## 地域脱炭素化促進区域の設定に係る道基準案（たたき台）

### ②-2 市町村が促進区域にする際には考慮を要する事項（考慮対象事項）

道基準は、「地方公共団体実行計画（区域施策家編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」、「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）」、「昨年度委員の方からいただいた御意見」、「庁内協議」を参考に、道基準案設定の考え方に基づき作成

②	区分	環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準 ②-1 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼ すおそれがないと認められることが必要な区域	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として 位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
				収集すべき情報	情報の収集方法	
北海道が必要 と判断するもの	人と自然との 豊かな触れ合 いの確保に関 する事項	主要な眺望点及び景観資源並びに主 要な眺望景観への影響		a) 景観重要建造物 b) 景観重要樹木 c) 国立/国定/道立自然公園内の眺望点 d) 眺望の状況及び景観資源の分布状況	a) 国土交通省HP/市町村HP b) 国土交通省HP/市町村HP c) 環境省HP/関係部局に聴取 d) 関係部局に聴取 a～d) 文献その他資料 a～d) 科学的知見者や関係部局 等からの聴取 a～d) EADAS	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講 じること ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所に関し て、特に配慮が必要となる自然公園内の眺望点や長距離自然歩道か らの眺望の状況とその保全に必要な措置について専門家や関係機関 等に聴取し、促進区域と合わせて示す</li> <li>●事業地の周囲に植栽を施すこと、又は周辺部の森林を残すこと</li> <li>●施設や付帯設備の色は、周辺景観との調和に配慮した色彩とす ること</li> <li>●事業実施区域及びその周辺に重要な眺望点や住居等がある場 合、景観への調和に配慮するための必要な対策を講じること</li> <li>●事業地の周囲に植栽を施すこと、周辺部の森林を残すこと、又は周 辺景観との調和に配慮した太陽光パネルや付帯設備の色とす ること。事業終了後は撤去し、リユース/リサイクルを含め適正に処理すること</li> </ul>
		主要な人と自然との触れ合いの活動の 場への影響		a) 自然との触れ合いの活動が一般的に行わ れる施設又は場の状態及び利用の状況	a) 環境省HP/北海道HP a) 文献その他資料 a) 科学的知見者や関係部局等か らの聴取 a) EADAS	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当該歩道や区域の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さく した事業計画にすること</li> <li>●事業終了後は撤去し、リユース/リサイクルを含め適正に処理すること</li> </ul>
		記念樹木への影響		a) 記念保護樹木	a) 北海道HP a) 文献その他資料 a) 科学的知見者や関係部局等か らの聴取 a) EADAS	<ul style="list-style-type: none"> <li>●記念保護樹木が近隣に植生する場合、植生に影響を与えないため の必要な対策を講じること</li> </ul>
		重要文化財への影響		a) 文化財	a) 文化庁HP/北海道HP/市町村 HP/文化遺産オンライHP a) 文献その他資料 a) 科学的知見者や関係部局等か らの聴取 a) EADAS	<ul style="list-style-type: none"> <li>●重要文化財等の配慮が必要な施設が近隣に存在する場合、文化 財に影響を与えないための必要な対策を講じること</li> </ul>
		電波による運営・運航への影響		a) 航空施設 b) 気象レーダー c) 防衛施設	a) 関係部局からの聴取 b) 関係部局からの聴取 c) 防衛省HP/関係部局に聴取 a～c) EADAS	<ul style="list-style-type: none"> <li>●航空施設等の電波への配慮が必要な施設が近隣に存在する場 合、施設に影響を与えないための必要な対策を講じること</li> </ul>
	保全対象施設への影響		a) 発電所に係る環境影響評価の手引き (第2～4章)	a) 経済産業省HP	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住居専用地域、住居地域、住宅、学校、病院、福祉施設等から 1km以上離れていること</li> </ul>	